

参与会議の指摘を踏まえた中期目標等の記載について

参与会議の指摘

経費削減については、毎年度1%減とか目標期間中5%減といった目標が見られるが、最近の厳しい社会情勢、社会通念を踏まえると、ほとんど誤差の範囲である。例えば、期間中で1～2割の削減等、より大胆で意欲的な目標とすべき。

中期目標等の記載について

各独立行政法人の経費削減率を見直し、期間中に1割以上の削減をはかることを中期目標に明記。

参与会議の指摘

目標を設定する際の参考として、過去の実績値等を併せて記述すべき。

中期目標等の記載について

業績評価に資するよう、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構等の中期目標等における数値目標を設定する際に、参考とした過去の実績値を併せて明記。

参与会議の指摘（福祉医療機構）

中期計画中に「業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定する」とあるのは評価できるが、当中期目標期間中の検討ではなく、当中期目標期間中に実際に導入することはできないのか。

中期目標等の記載について

指摘を受けて、現在の中期計画において「中期目標期間中に業務別のコストを適切に把握するための管理会計の仕組みの導入計画を策定し、段階的な導入を目指す」としたところ。

参与会議の指摘（福祉医療機構）

整理合理化計画にあるように、退職手当共済事業については、介護保険制度の見直しに合わせて、介護保険における民間におけるイコルフットィングの観点から、助成の在り方を見直すべき。

中期目標等の記載について

退職手当共済事業における助成の在り方は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づいて定められているものであり、現在、ご指摘の点を踏まえ、助成の在り方を見直しに向けて検討を行っているところである。

参与会議の指摘（労働政策研究・研修機構）

業務内容を見ると、本当に独立行政法人としてやらなければならないことなのか疑問。設立1年後には、政策研究がどの程度役立ったかを検証した上で組織の在り方を抜本的に見直すべき。

中期目標等の記載について

機構の中期目標期間については、10月設立の法人では最短の3年6か月に設定し、事業年度毎に行われる独立行政法人評価委員会による業績評価に加え、中期目標期間終了時の組織等の全般的な検討を早期に行うこととしたところ。（*独立行政法人通則法において、独立行政法人の中期目標期間は3年から5年の間で設定することと規定されている。）